

訴 状

令和7年7月22日

東京高等裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久 保 利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 田 辺 克 彦

同 弁護士 石 渡 進 介

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 真 人

同 弁護士 平 井 孝 典

同 弁護士 多 田 幸 生

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

人口比例選挙請求事件

訴訟物の価額 1760 万円 [1760 万円=160 万円 x 11 人]

貼用印紙額 7 万 4000 円

目次

請求の趣旨	1
請求の原因	1
第1 原告らの主張.....	1
第2 事実.....	2
第3 主張の骨子.....	7
I 令和5年10月18日最高裁大法廷判決(参)(本書7~9頁).....	7
II (本書9~16頁).....	9
1 (本書9~10頁).....	9
2 憲法前文第1項第2文は、少なくとも、憲法47条の解釈基準である:(本書10~12頁).....	10
3 憲法前文第1項第2文(信託)(本書13~14頁).....	13
4 受託者の忠実義務(信託法30条(受託者の忠実義務)及び信託法8条(受託者の利益享受の禁止)参照):(本書14頁).....	14
5 令和5年大法廷判決(衆):(本書15頁).....	15
6 平成25年大法廷判決(衆):(本書15~16頁).....	15
III【国民の代表(=受託者)は、国民(=委託者兼受益者)から信託された国政から生まれる福利を享受できない(① 憲法前文第1項第2文末尾の定め参照:② 信託法8条(受託者の利益享受の禁止)及び信託法30条(受託者の忠実義務)のいずれも同旨)】:(本書17~20頁).....	17
1 【判例は、「各選挙区の選挙人数又は人口数(略)と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然である」とする。】:(本書17~18頁).....	17
2 ① 国政の福利は、「国民(=委託者兼受益者)」がこれを享受するので、国民の代表者(=受託者)が、国政の福利を享受する余地はない(① 憲法前文第1項第2文末尾の定め:② 信託法8条(受託者の利益享受の禁止)及び信託法30条(忠実義務)のいずれも同旨)。	
② 平成25年大法廷判決(衆)は、『(投票価値の較差の変更を伴う)選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」である』旨判示している。	
③ (投票価値の較差の変更を伴う)選挙区割規定の立法は、(憲法47条の解釈基準たる)憲法前文第1項第2文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された)憲法47条を適用するものであり、(憲法47条の解釈基準たる)憲法前文第1項第2文に基づいて解釈・適用されるべき)憲法47条に違反する。(上記4~6(本書14~16頁)、III1~2(本書17~20頁)参照):(本書18~20頁).....	18
第4 詳細な主張	20

請求の趣旨

- 1 令和7年7月20日に行われた参議院（選挙区選出）議員選挙の東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙区、山梨県選挙区、長野県選挙区および静岡県選挙区における選挙を無効とする。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決を求める。

請求の原因

第1 原告らの主張

原告ら（以下、「選挙人ら」ともいう）は、

「令和7年7月20日現在有効の公職選挙法の参議院（選挙区選出）議員の定数を配分する規定が、人口比例に基づいて定数配分をしておらず、憲法56条2項、1条、前文第1項第1文冒頭に基づく人口比例選挙の要求に反しているので、この規定は憲法98条1項により無効である。よって、令和7年7月20日に施行された参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）のうち東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙区、山梨県選挙区、長野県選挙区および静岡県選挙区における選挙は無効である。」

と主張する。

第2 事実

- 1 原告らは、本件選挙の東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙区、山梨県選挙区、長野県選挙区および静岡県選挙区の各選挙人である。
- 2 本件選挙施行日（令和7年7月20日）当時の選挙制度によれば、参議院議員の定数は248人とされ、そのうち、148人が選挙区選出議員、100人が比例代表選出議員とされている（公職選挙法4条2項）。
- 3 本件選挙は、公職選挙法14条1項、別表第三の選挙区及び議員定数の定め（以下「本件区割規定」という。）に従って施行された。
- 4 総務省選挙資料（令和6年9月登録日現在）（添付資料1 参考資料4、5）に基づく各選挙区の議員1人当たり登録有権者数は、本訴状添付の別表のとおりとなる。

議員1人当たりの有権者数が最少の福井県選挙区（311,339人）のと最多の神奈川県選挙区（965,883人）の**有権者数の差は、65万4,544人**（ $654,544 = 965,883 - 311,339$ ）であり、**較差は1対3.102**である。

本件選挙は、議員1人当たりの有権者数が選挙区間で最大**約65万人超の差**がある、きわめて異質な選挙である。

議員1人当たりの有権者数が最少の選挙区（福井県選挙区）と、原告らが選挙人となっている各選挙区とを比較すると、有権者数の差及び各選挙区における選挙権の価値は、下記【表1】のとおりである。

【表1】

選挙区	有権者数(人)	定数	議員1人当たりの有権者数	福井県選挙区の議員1人当たり有権者数と各選挙区の議員1人当たりの有権者数の差(人)	福井県選挙区を「1」とした場合の各選挙区と福井県選挙区の有権者数の較差(倍)	福井県選挙区を1票とした場合の各選挙区の投票価値(票)
福井	622,678	2	311,339	0	1.000	1.00
神奈川	7,727,064	8	965,883	654,544	3.102	0.32
東京	11,578,559	12	964,880	653,541	3.099	0.32
新潟	1,821,148	2	910,574	599,235	2.925	0.34
千葉	5,270,471	6	878,412	567,073	2.821	0.35
長野	1,698,127	2	849,064	537,725	2.727	0.37
栃木	1,601,277	2	800,639	489,300	2.572	0.39
群馬	1,585,435	2	792,718	481,379	2.546	0.39
埼玉	6,153,326	8	769,166	457,827	2.471	0.40
静岡	2,991,684	4	747,921	436,582	2.402	0.42
茨城	2,382,943	4	595,736	284,397	1.913	0.52
山梨	675,776	2	337,888	26,549	1.085	0.92

総務省選挙資料（令和6年9月登録日現在）

5

(1) 平成24(2012)年～本件選挙(令和7(2025)年)までの13年間の参院選挙の選挙区割の変動は、下記【表2】のとおりである。

(以下余白)

【表 2】

参院選/改正法 年月	平成 24 年改正法 (2012.11.26)	平成 25 年参院選 (2013.7.21)	平成 27 年改正法 (2015.8.5)	平成 28 年参院選 (2016.7.10)	平成 30 年改正法 (2018.7.25)	令和元年参院選 (2019.7.21)	改正法	令和 4 年参院選 (2022.7.10)	改正法	令和 7 年参院選 (2025.7.20) (本件選挙)
① 改正法	<p>1 附則</p> <p>「平成二十八年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。」</p> <p>2 4 増 4 減</p>	/	<p>1 4 県 2 合区</p> <p>2 附則 7 条</p> <p>「平成三十一年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。」</p> <p>3 10 増 10 減</p>	/	<p>1 選挙区選挙の定数・146 人を定数・148 人に変更。(但し、埼玉県選挙区定数が、2 増加)</p> <p>2 同法の審議において、参議院選挙制度改革について憲法の趣旨にのっとり引き続き検討する旨述べる附帯決議がされた。</p> <p>3 比例制選挙の定数・96 人を定数・100 人に変更。 特定枠制導入。</p>	/	法改正なし	/	法改正なし	/
② 最高裁大法廷判決		平成 26 年判決 (違憲状態) 平 26.11.26		平成 29 年判決 是正要求付 “違憲状態ではない” 平 29.9.27		令和 2 年判決 是正要求付 “違憲状態ではない” 令 2.11.18		令和 5 年判決 是正要求付 “喫緊の課題” “違憲状態ではない” 令 5.10.18		
③ 有権者数最大較差 (倍)		4.769		3.077		3.002		3.030		3.102
④-1 有権者数最大較差 3 倍以上 の選挙区数		17		1		1		3		3
④-2 有権者数較差が 3 倍以上 の選挙区の 全有権者数 (人)		69,517,486		6,069,018		1,942,518		21,073,091		2120 万 7678 人
⑤-1 有権者数最大較差 2 倍以上 の選挙区数		31		21		21		21		21
⑤-2 有権者数較差が 2 倍以上 の選挙区の 全有権者数 (人)		89,833,058		78,284,911		78,390,809		78,048,225		7767 万 7708 人

(2) 平成 25 (2013) 年より、参議院の選挙制度改革協議会では、合区制もしくは 11 ブロック制の 2 択で議論が続いており、平成 26 年、平成 30 年の各報告書では、公明、維新、共産 (ただし、10 ブロック)、社民などが、**11 ブロック案**を提示していた。**公明党試案の 11 ブロック案**では、1 票の最大格差は **1.13 倍**であった。

(3) **参議院改革協議会**において、令和 3 年 5 月から令和 4 年 6 月までの間、合計 13 回にわたり、参議院の在り方、参議院選挙制度、議員の身分保障等に関する検討が行われたが、参院選挙制度改革について意見の集約はできず、投票価値の不均衡を縮小させることに関する**具体的な方向性が示されることはなかった**。また、令和 4 年 5 月及び同年 6 月開催の**参議院憲法審査会**においても、参院選挙制度改革について**具体的な方向性は示されなかった**。

(4) **東京高判令和 4 年 10 月 18 日**は、

「その結果、**平成 30 年改正後**に参議院選挙制度改革に係る法律が**新たに立法されることはなく**、本件選挙 (2022 年参院選 引用者注) は、平成 30 年改正法による本件定数配分規定の下で行われた**2 回目の選挙**となり、(略) 選挙区間の最大較差は、令和元年選挙当時の 3.00 倍から本件選挙当時は 3.03 倍に拡大し、また、選挙区間の較差が 3 倍を超える選挙区が 3 選挙区に拡大し、当該 3 選挙区の選挙人数の合計は約 2107 万人であり、全有権者数約 1 億 0501 万人のうちの約 20% を占めるに至っている。これは、平成 29 年大法院判決及び令和 2 年大法院判決が、立法府において、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、**更なる較差の是正 (即ち、最大較差・3.00 倍を更に是正すること 引用者注)**を図るとともに、これを**再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められる**とした趣旨に沿わない立法状況のまま、本件選挙に至ったものと

いうほかはない。

そうすると、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものとして、裁判所が選挙制度の憲法適合性について一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが憲法上想定されていると解される（平成 26 年大法廷判決参照）趣旨に照らし、平成 29 年大法廷判決及び令和 2 年大法廷判決の趣旨に沿わない立法状況のまま施行に至った本件定数配分規定下での本件選挙は、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態の下施行されたものと判断するのが相当である。」（改行、強調 引用者）

と判示した（東京高判令 4.10.18 判決文 33 頁）。

- (5) 令和 5 年 2 月から令和 6 年 6 月までの間、参議院改革協議会では、合計 16 回にわたり、参議院選挙制度について検討が行われたが、本件選挙までに改正法は成立しなかった。

その結果、本件選挙は、平成 30 年改正法による最大較差 3 倍を伴う定数配分規定の下で行われた 3 回自の選挙となり、当該較差 3 倍の 3 選挙区の有権者数は、2120 万 7678 人、全有権者数約 1 億 0416 万人のうち約 20% を占めたままである。

- (6) 本件選挙は、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、更なる較差の是正（即ち、最大較差・3.00 倍を更に是正すること 引用者注）を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められるとした 3 大法廷判決（平成 29 年大法廷判決、令和 2 年大法廷判決、令和 5 年大法廷判決）の趣旨に沿

わなない立法状況のまま施行された (上記(4)東京高判令 4.10.18

33 頁参照)。

- (7) 従って、本件選挙は、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態の下で施行されたものと解される。

第3 主張の骨子 (本書 7~20 頁)

I 令和 5 年 10 月 18 日最高裁大法廷判決(参) (本書 7~9 頁)

- 1 令和 5 年 10 月 18 日最高裁大法廷判決 (以下、最高裁最大法廷判決を大法廷判決ともいう) は、

- ① 「しかしながら、4 県 2 合区を導入すること等を内容とする平成 27 年改正により、数十年間にもわたり 5 倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は 3 倍程度まで縮小し、平成 24 年大法廷判決等で指摘された著しい不平等状態はひとまず解消されたところ、同改正がされてから本件選挙までの約 7 年間、同改正後の定数配分規定及び本件定数配分規定の下で上記の合区は維持され、選挙区間の最大較差は 3 倍程度で推移しており、有意な拡大傾向にあるともいえない。

このような中で、立法府においては、較差の更なる是正を図る観点から、

都道府県 **より広域の選挙区** (但し、**ブロック制を含む**。原告注) を設けるなどの方策について議論がされてきたところであり、こうした方策によって都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みを更に見直すことも考えられる。」 (強調 引用者) (民集 77 卷 7 号 1668 頁)

- ②「(3) 参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度は、選出方法等に係るこれまでの変遷を経て同質的なものとなってきたところ、衆議院議員選挙については、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるようにする旨の区割りの基準が定められ、少なくとも長期間にわたり2倍以上の較差が放置されることはないような措置が講じられている（衆議院議員選挙区画定審議会設置法3条、4条参照）。また、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に、国政の運営における参議院の役割は大きなものとなってきた。

そうすると、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。」（編者引用者）（民集77巻7号1667頁）

- ③「なお、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は**喫緊の課題**（但し、1964～2025年の61年間で、最高裁判決（法廷意見）が、「喫緊の課題」の文言を、初めて記述した。引用者注）というべきである。」（強調引用者）（民集77巻7号1669頁）

と判示する。

- 2 本件選挙の区割りは、前回選挙（令和4（2022）年7月10日施行参院選）及

び前々回選挙（令和元（2019）年7月21日施行参院選）のそれと同一である。

国会は、上記1の同判示の要求にも拘らず、同判示を無視し、本件選挙までに、**自己の利益を優先させ**、選挙区割りについて、具体的に較差是正の措置（但し、抜本的見直しを含む）を講ずることを怠った。

3 令和5年大法院判決（参）の中に（判例の紹介の中の文言を含む）、「**較差の更なる是正**」の文言が**9回**登場し、「**選挙制度の仕組み自体の見直し**」の文言が**3回**登場し、「（選挙制度の）**仕組みを更に見直す**」が**2回**登場し、かつ「**選挙制度の（仕組み自体）の抜本的見直し**」の文言が、**2回**登場する。

これらの文言が**異様に多数回**登場していることに照らし、令和5年大法院判決（参）は、国会に対し、**強く**「**較差の更なる是正**」、「**選挙制度の仕組み自体の見直し**」又は「**選挙制度の仕組み自体の抜本的見直し**」を求めていると解される。

II（本書9～20頁）

1（本書9～10頁）

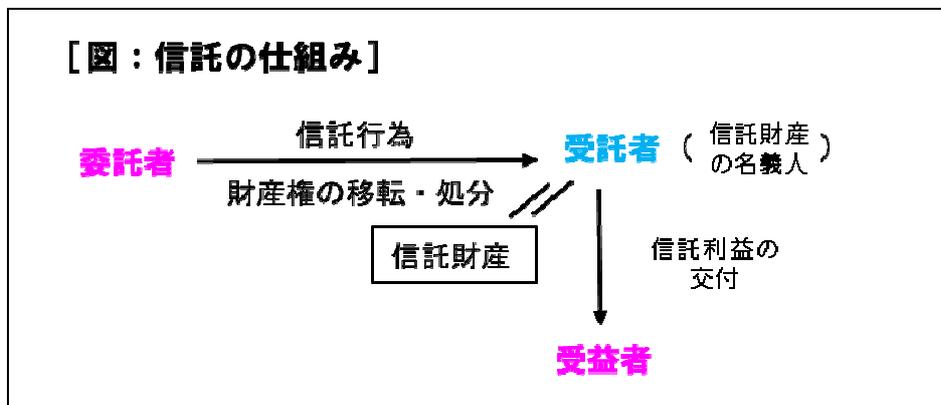
(1) **憲法前文第1項第2文**は、

「**①そもそも国政**は国民の**厳粛な信託**によるものであって、**②**その権威は国民に由来し、**③**その権力は国民の代表者がこれを行使し、**④その**（但し、**国政の** 引用者注）**福利は国民がこれを享受する。**」（強調、①～④追加 引用者）

と定める。

(2) ここで、「国民」は【「国政」を信託する委託者兼受益者】であり、「国民の代表者」は、【(信託される)「国政」の受託者】である(下記(2)【図：信託の仕組み】参照)。

(3) 編集代表 高橋和之ら 法律学小辞典 [第 6 版] (有斐閣 2025) 761 頁は、下記図を記述する。



(強調 引用者)

2 憲法前文第 1 項第 2 文は、少なくとも、憲法 47 条の**解釈基準**である： ある： (本書 10~12 頁)

(1) 学説では、前文の規範性について、

- ① 「前文は(略)本文の各条項のように具体的規範を定めたものではなく、その点で規範的意味は薄く、(略)それ自身裁判規範として違憲審査の準則とはなり得ない、と解する見解」(解釈基準説)と、
- ② 前文の裁判規範性を肯定する説(裁判規範肯定説)の 2 説がある。

両説とも、前文が憲法本文の各条項の**解釈基準である**という点では、争いがない¹ (日本国憲法前文に関する基礎的資料 8~9 頁 平成 15 年 7 月衆議院憲法調査会

¹ 日本国憲法前文に関する基礎的資料 8～9 頁 平成 15 年 7 月 衆議院憲法調査会事務局

(2) 前文の裁判規範性

わが国では、前文は全くの政治的宣言ではないが、本文の条項のように具体的な法規範を定めたものではなく、その点で規範的意味は薄く、それ自身裁判規範として違憲審査の準則とはなりえない、と解する見解が有力である。

その理由としては、通常、①前文の内容が一般条項的な抽象的なものであること、②法規性を有するからといって、憲法には、統治の組織規範のような必ずしも裁判規範でないものも相当あること、③前文の内容は各条文に具体化されているので、前文は各条文の解釈の基準にはなるが、裁判所において判断の基準となるのは具体性をもった各条文であること、④憲法条文に欠缺がある場合には前文が直接適用されるかという問題があるが、具体的に欠缺があるとは考えられないから、実際にはその問題の起こる余地はないこと、などが挙げられる。

これに対して、裁判規範性を肯定する説も決して少なくない。その根拠は、(a) 前文の抽象性は本文各条の抽象性と相対的な違いにすぎないこと、(b) 前文の憲法原則が本文に具体化されているというだけでは、前文の裁判規範性を否定できないこと、すなわち、本文に欠缺あるときに限らず、平和的生存権のような根本原則に違反する国家行為は、直接前文を根拠に争うことができることなどが、主要なものとして挙げられる。

この両説の対立は、否定説といえども前文が本文条項の**解釈基準**となることは肯定し、さらに、本文各条項に欠缺あるときは前文の直接適用を理論的には承認するのであるから、必ずしも氷炭相容れないものではない。実際には、佐藤功の指摘するとおり、「本文各条項に適用すべきものがない場合に直ちに前文の規定を適用しうるかどうかの点に帰着する」ことになろう。

(略)

(芦部信喜『憲法学 I 憲法総論』有斐閣・1992 年 210-211 ページ)

(強調 引用者)

(2) **判例は、少なくとも、【憲法前文が、憲法本文の各条項の**解釈基準**であること】を認めている。**

(3) **日本国政府は、134 回国会・平成 7.10.11 衆・予算委員会で、下記の通り答弁し、【憲法前文が憲法本文の各条項の**解釈基準**であること】を**自認**する。**

¹ 日本国憲法前文に関する基礎的資料 9 頁 平成 15 年 7 月 **衆議院憲法調査会事務局**

【前文の裁判規範性に関する国会での論議】

(134 回・H7.10.11 衆・予算委員会)

○**西岡武夫委員(新進)** 法制局長官にあえてお尋ねをいたしますが、今総理が前文ということで判断をしたんだとおっしゃいましたが、憲法に違反するという違憲訴訟が前文をめぐって行われた例がございますか。

○**政府委員(大出峻郎内閣法制局長官)** 憲法の前文の規定というのは、それ自体として裁判規範として考えられているものではない、こういうのが一般的な考え方であろうかと思えます。

ただ、この前文といいますのは、先ほど総理もおっしゃられましたように、憲法全体の基本的な考え方というものを示しているものである、そういう意味合いにおきまして、**憲法の個々の条文を解釈する場合の一つの**解釈基準****とでも申しましょうか、そういう役割を果たしているということであろうかと思えます。

(強調 引用者)

同政府委員(大出峻郎内閣法制局長官)の国会答弁の中の当該自認**は、本件裁判における、【憲法前文が憲法本文の各条項の**解釈基準**であるか否かの論点】で、**決定的**である。**

3 憲法前文第1項第2文（信託）（本書13～14頁）

(1) 一方で、令和5年大法廷判決（衆）は、

「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、**47条**）、選挙制度の仕組みの決定について国会に**広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）（民集77巻1号19頁）

と判示する。

ところで、**憲法47条**は、

「**選挙区**、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、**法律でこれを定める。**」（強調 引用者）

と定める。

(2) 他方で、憲法前文第1項第2文は、

「そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、**その権威は国民**に由来し、**その権力は国民の代表者**がこれを行使し、**その**（但し、**国政の** 引用者注）**福利は国民がこれを享受する。**」（強調、①～④追加 引用者）

用者）

と定める。

(3) （投票価値の較差の解消を求める、）人口比例選挙請求訴訟の

決定的争点は、

『**国会が、憲法 47 条**（「**選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。**」（強調 引用者））に基づいて選挙区割規定の立法を行うに当たって、**広範な裁量権を有するか否か**』

という、**憲法前文第 1 項第 2 文の「国民の代表者」**（即ち、**受託者**）の国民に対する義務の趣旨を踏まえた上での、

憲法 47 条の **文理解釈** である。

4 **受託者の忠実義務**（信託法 30 条（受託者の忠実義務）及び信託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）参照）：（本書 14 頁）

(1) **前文第 1 項第 2 文**（「**そもそも国政は、国民の厳粛な信託**によるものであつて、**その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。**」（強調 引用者））の定めは、**受託者の忠実義務**（即ち、**信託法 30 条（忠実義務）**）（「**受託者は受益者のため忠実に信託事務の処理**その他の行為をしなければならない。」（強調 引用者））の趣旨も含むと解される。

(2) 即ち、**信託事務の処理その他の行為から生ずる利益に関する、信託の受託者（国民の代表者）の受益者（国民）に対する忠実義務が、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法について、国会が広範な立法裁量権を有するか否かの憲法 47 条についての解釈基準**になる、と解される。

5 令和 5 年大法院判決（衆）：（本書 15 頁）

- (1) 原告らは、衆議院議員選挙、参議院議員選挙のいずれについても、憲法は、同じ理由で人口比例選挙を要求すると主張するものである。
- (2) **令和 5 年大法院判決（衆）**は、「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43 条 2 項、47 条）、選挙制度の仕組みの決定について**国会に広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）とした上で、

「選挙制度の合憲性は、これら諸事情を総合的に考慮した上でなお、**国会に与えられた裁量権**の行使として**合理性を有するといえるか否か**によって判断される」（強調 引用者）

とし（民集 77 卷 1 号 20 頁）、『当該令和 3（2021）年衆院選（但し、選挙日での各選挙区間の議員当たりには有権者数最大較差（1 対 2.079））は、合憲である』旨判示する。

- (3) しかしながら、当該判示は、前文第 1 項第 2 文に基づき、国民（委託者）によって国政を信託された国民の代表者（即ち、受託者）が、受益者（即ち、国民）に対して負担する忠実義務に反して、憲法 47 条を解釈・適用するものであり、憲法 47 条、前文第 1 項第 2 文に違反する。

6 平成 25 年大法院判決（衆）：（本書 15～16 頁）

- (1) 平成 25 年大法院判決（衆）は、

「**その一連の過程を実現していくことは、多くの議員の身分にも直接関わる事柄**であり、平成 6 年の公職選挙

法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた1人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行うもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものといえることができ、立法の経緯等にも鑑み、国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。」(強調 引用者)

と判示する(民集67巻8号1524頁)。

即ち、平成25年大法廷判決(衆)は、国政たる(投票価値の較差の維持・変更を伴う)選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」(強調 引用者)(即ち、国政(但し、ここでは選挙区割規定の立法)から生ずる、当選・落選という国会議員個人の利益に直接関わる事柄)であると解している。

- (3) よって、【国民の代表者が、(投票価値の較差の変更を伴う)選挙区割規定(但し、平成25年大法廷判決(衆)の対象の平成24年衆院選の選挙日での議員1人当たりの最大有権者数較差・1対2.425)を立法すること】は、国民の代表者が、国民の利益より、自ら(国民の代表者)の利益を優先させて自らの利益のために当該選挙区割規定の立法をした点で、国民の代表者は、(憲法前文第1項第2文に定める通り信託された)国政の受託者として、国政の受益者(国民)に対する忠実義務に矛盾し、((憲法47条の解釈基準たる) 憲法前文第1項第2文に反して解釈された) 憲法47条を適用するものであり、((憲法47条の解釈基準たる) 憲法前文第1項第2文に基づいて解釈・適用されるべき) 憲法47条に違反する。

(上記4、5、6(本書14~16頁)、下記III1~2(本書17~20頁)参照)。

Ⅲ 【国民の代表（＝受託者）は、国民（＝委託者兼受益者）から信託された国政から生まれる福利を享受できない（**1** 憲法前文第1項第2文末尾の定め参照：**2** 「信託法8条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法30条（受託者の忠実義務）」のいずれも同旨）】：（本書17～20頁）

1 【判例は、「各選挙区の選挙人数又は人口数（略）と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然である」とする。】：（本書17～18頁）

(1) 昭和51（1976）年最大判（衆）

① 昭和51（1976）年最大判（衆）は、「各選挙区の選挙人数又は人口数（厳密には選挙人数を基準とすべきものと考えられるけれども、選挙人数と人口数とはおおむね比例するとみてよいから、人口数を基準とすることも許されるというべきである。それ故、以下においては、専ら人口数を基準として論ずることとする。）と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然であるとしても、それ以外にも實際上考慮され、且つ、考慮されて然るべき要素は少なくない。」と判示する（民集30巻3号246頁）。

②昭和58年最大判（衆）、③昭和60年最大判（衆）、④昭和63年最二判（衆）、⑤平成5年最大判（衆）、⑥平成7年最一判（衆）、⑦平成11年最大判（衆）、⑧平成13年最三判（衆）、⑨平成19年最大判（衆）、⑩平成23年最大判（衆）、⑪平成25年最判（衆）、⑫平成27年最大判（衆）、⑬平成30年最大判（衆）、⑭令和5年最大判（衆）の各判示も、**全て昭和51（1976）年最大判**

(衆) の同判示と同旨である。

- (2) 当該 **11** 最高裁大法廷判決及び **3** 最高裁小法廷判決が、**全て** 『各選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等（即ち、1 票較差・1 対 1）が、「最も重要かつ基本的な基準」とされる』旨判示している。

この【**11** 最高裁大法廷判決及び **3** 最高裁小法廷判決が、**全て** 『各選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等（即ち、1 票較差・1 対 1）が、「最も重要かつ基本的な基準」とされる』旨判示していること】は、**重要である**。

- (3) この基準は、憲法の趣旨、参議院の役割等に照らし、参議院議員の選挙でも同様に当てはまる。

2 ① **国政の福利は、「国民（＝委託者兼受益者）」がこれを享受するので、国民の代表者（＝受託者）が、国政の福利を享受する余地はない（1 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の定め：2 信託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法 30 条（忠実義務）のいずれも同旨）。**

- ② 平成 25 年大法廷判決（衆）は、『（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」である』旨判示している。

- ③ （投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、（（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された）**憲法 47 条**

を適用するものであり、（（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文に基づいて解釈・適用されるべき）**憲法 47 条に違反する**。（上記 4～6（本書 14～16 頁）、III 1～2（本書 17～20 頁）参照）：

（本書 18～20 頁）

(1) 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の「**その福利は国民がこれを享受する。**」の定めを照らし、**国政の福利は、「国民（＝委託者兼受益者）」がこれを享受するので、国民の代表者（＝受託者）が、国政の福利を享受する余地はない**（**1** 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の定め：**2** 信託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）及び**信託法 30 条（忠実義務）のいずれも同旨**）。

(2) ところで、平成 25 年大法廷判決（衆）は、『（**投票価値の較差の変更を伴う**）選挙区割規定の立法は、議員の「**身分にも直接関わる事柄**」である』旨判示している（民集 67 卷 8 号 1524 頁）。

（**投票価値の較差の変更を伴う**）選挙区割規定の立法が、議員の「**身分にも直接関わる事柄**」である以上、『上記 1 (1) の（本書 17～18 頁）「当該 **11** 最高裁大法廷判決及び **3** 最高裁小法廷判決が、**全て**『各選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等（1 票較差・1 対 1）が、**最も重要かつ基本的な基準とされる**』旨判示していること』に照らすと、（**投票価値の較差の変更を伴う**）選挙区割り規定の立法については、『**議員（＝国民の代表者）が、当該選挙区割規定の立法（即ち、国政）から生じる福**

利（即ち、投票価値の較差から生じる利益）を享受している』と解される。

よって、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、（（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された）憲法 47 条を適用するものであり、（（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文に基づいて解釈・適用されるべき）憲法 47 条に違反する（上記 4、5、6（本書 14～16 頁）、III 1～2（本書 17～20 頁）参照）。

第 4 詳細な主張

追って準備書面で主張する。

証拠方法

追って提出する。

附属書類

- | | |
|--------|------|
| 1 訴状副本 | 11 通 |
| 2 住民票 | 11 通 |
| 3 委任状 | 11 通 |

以上

令和6年9月登録日現在議員1人当たり都道府県別有権者数

(出典：総務省選挙関連資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/000984700.pdf)

選挙区	有権者数(人)	定数	1議員当たりの有権者数	福井県選挙区の議員1人当たり有権者数と各選挙区の議員1人当たりの有権者数の差(人)	福井県選挙区を「1」とした場合の各選挙区と福井県選挙区の有権者数の較差(倍)	福井県選挙区を1票とした場合の各選挙区の投票価値(票)
神奈川	7,727,064	8	965,883	654,544	3.102	0.32
東京	11,578,559	12	964,880	653,541	3.099	0.32
宮城	1,902,055	2	951,028	639,689	3.055	0.33
新潟	1,821,148	2	910,574	599,235	2.925	0.34
大阪	7,284,430	8	910,554	599,215	2.925	0.34
千葉	5,270,471	6	878,412	567,073	2.821	0.35
長野	1,698,127	2	849,064	537,725	2.727	0.37
岐阜	1,619,121	2	809,561	498,222	2.600	0.38
栃木	1,601,277	2	800,639	489,300	2.572	0.39
群馬	1,585,435	2	792,718	481,379	2.546	0.39
埼玉	6,153,326	8	769,166	457,827	2.471	0.40
岡山	1,537,237	2	768,619	457,280	2.469	0.41
福島	1,527,122	2	763,561	452,222	2.453	0.41
愛知	6,094,087	8	761,761	450,422	2.447	0.41
兵庫	4,511,400	6	751,900	440,561	2.415	0.41
静岡	2,991,684	4	747,921	436,582	2.402	0.42
北海道	4,381,196	6	730,199	418,860	2.345	0.43
三重	1,447,187	2	723,594	412,255	2.324	0.43
熊本	1,429,157	2	714,579	403,240	2.295	0.44
福岡	4,212,120	6	702,020	390,681	2.255	0.44
鹿児島	1,305,505	2	652,753	341,414	2.097	0.48
茨城	2,382,943	4	595,736	284,397	1.913	0.52
徳島・高知	1,180,246	2	590,123	278,784	1.895	0.53
沖縄	1,177,768	2	588,884	277,545	1.891	0.53
滋賀	1,149,016	2	574,508	263,169	1.845	0.54
広島	2,278,576	4	569,644	258,305	1.830	0.55
奈良	1,112,987	2	556,494	245,155	1.787	0.56
愛媛	1,108,713	2	554,357	243,018	1.781	0.56
山口	1,106,235	2	553,118	241,779	1.777	0.56
長崎	1,080,159	2	540,080	228,741	1.735	0.58
青森	1,038,137	2	519,069	207,730	1.667	0.60
京都	2,070,821	4	517,705	206,366	1.663	0.60
岩手	1,003,106	2	501,553	190,214	1.611	0.62
鳥取・島根	995,321	2	497,661	186,322	1.598	0.63
大分	931,931	2	465,966	154,627	1.497	0.67
石川	927,333	2	463,667	152,328	1.489	0.67

宮崎	879,418	2	439,709	128,370	1.412	0.71
山形	874,904	2	437,452	126,113	1.405	0.71
富山	858,949	2	429,475	118,136	1.379	0.72
秋田	805,838	2	402,919	91,580	1.294	0.77
香川	792,895	2	396,448	85,109	1.273	0.79
和歌山	776,658	2	388,329	76,990	1.247	0.80
山梨	675,776	2	337,888	26,549	1.085	0.92
佐賀	661,758	2	330,879	19,540	1.063	0.94
福井	622,678	2	311,339	0	1.000	1.00
計	104,169,874	148				

(以下余白)

当事者目録

(省略)

代理人目録

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階

TMI 総合法律事務所 (送達場所)

電話 : 03-6438-5335 FAX : 03-6438-5522

(東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、
埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙
区、山梨県選挙区、長野県選挙区及び静岡県選挙区) 原告

訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊
同 弁護士 江 口 雄 一 郎

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-5-1 日比谷マリビル5階

日比谷パーク法律事務所

電話 : 03-5532-8080 FAX : 03-5532-8800

(東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、
埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙
区、山梨県選挙区、長野県選挙区及び静岡県選挙区) 原告

訴訟代理人弁護士 久 保 利 英 明

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-6 渋谷協栄ビル7階

伊藤・呉法律事務所

電話: 03-5489-1230 FAX: 03-5489-1231

(東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、
埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙
区、山梨県選挙区、長野県選挙区及び静岡県選挙区) 原告

訴訟代理人弁護士 伊 藤 真

〒107-0062 東京都港区南青山ニ丁目 4 番 9 号 KLO 南青山ビル3階

黒田法律事務所

電話 : 03-5775-5301 FAX : 03-5775-5302

(東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、

埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙区、山梨県選挙区、長野県選挙区及び静岡県選挙区) 原告

訴訟代理人弁護士 黒 田 健 二

(東京都選挙区原告)

同 弁護士 森 川 幸

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-2 新日石ビル 10 階

田辺総合法律事務所

電話 : 03-3214-3811 FAX : 03-3214-3810

(東京都選挙区原告)

訴訟代理人弁護士 田 辺 克 彦

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-15 赤坂森山ビル

ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所

電話 : 03-3505-3581 FAX : 03-3505-3582

(東京都選挙区原告)

訴訟代理人弁護士 石 渡 進 介

〒107-6102 東京都港区赤坂 5 丁目 2 番 20 号 赤坂パークビル 2 階

狛グローカル法律事務所

(東京都選挙区原告)

訴訟代理人弁護士 山 中 眞 人

電話 : 03-6550-8833 FAX : 03-6550-8310

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3 丁目 2 番 4 号 麹町 HF ビル 8 階

法律事務所フロンティア・ロー

(東京都選挙区原告)

訴訟代理人弁護士 平 井 孝 典

電話 : 03-6256-9400 FAX : 03-6256-9401

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目 11 番 11 号 平河町 TEC ビル 8F

多田法律事務所

(東京都選挙区原告)

訴訟代理人弁護士 多 田 幸 生

電話 : 03-6272-4448 FAX : 03-6800-3468

以上